

( 続紙 1)

京都大学	博士 (地域研究)	氏名	東城 文柄
論文題目	バングラデシュ・モドゥプール国立公園における森林保全政策と地域住民の権利の対立に関する研究		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、バングラデシュ・モドゥプール国立公園の事例より、特に開発途上国で森林保全を導入する際につきまといがちな、保全と地域住民の権利尊重の避けがたい対立という問題を考察している。事例としてとりあげられているのは、ADB (アジア開発銀行) の援助を受けて 1999 年から開始された、エコ・パーク化事業である。事業の特徴は、保全対象空間を地域住民による破壊から保護するために、総延長 18.5 km の境界壁で囲い込もうとしている点である。しかし 2003 年初頭に各種施設の建設が開始されると、地域住民、特に同国立公園内に多数居住している少数民族であるガロの住民は、森林を囲う境界壁の建設をはじめとし事業に対して強い反対運動を展開し、現在に至っている。</p> <p>第 1 章では、先行研究を整理し、i) 土地整理被覆変化に関する問題設定、ii) 生態・人間関係の問題設定、iii) 森林保全政策の政治的な中立・公正性、の 3 点について本論文の問題設定とし、研究の方法論が示されている。</p> <p>第 2 章は、調査地であるモドゥプール国立公園及び事例調査村となったガイラ集落の地理的立地、社会経済状況に関する概要である。</p> <p>第 3 章では、国立公園開発事業とガロ・コミュニティの反対運動の始まりと展開についての経緯が述べられている。</p> <p>第 4 章では、i) の問題設定から分析を試みている。英領の古地図を用いた歴史地理分析的な手法や、最新の衛星画像を用いたリモートセンシング的な手法、現地観察や聞き取り調査など、複数の方法とデータを GIS を駆使して複雑に組みあわせることで、調査領域に含まれる森林地内で生じてきた詳細な土地被覆変化を、20 世紀初頭から 100 年近くに渡って定量的に示している。モドゥプール公園地域では、英領期には領主的な存在であるザミンダールが私有林における伝統的な使用権利を持っていた。1950 年代にザミンダール制度が廃止され、政府は詳しい実態調査をせずに森林地の境界を定めた。したがって、古い居住域に住んでいたガロ住民の存在は境界線には反映されていない。このことを明らかにし、現在のモドゥプール国立公園の森林破壊はガロ住民の森林利用が主因であるという政府見解が事実とは異なっていることを示した。</p>			

第5章では、ii)の問題設定に関して議論が展開されている。モドゥプール国立公園はサラソウジュが卓越した森林公園であり、サラソウジュ林は、英領期のザミンダールにとっては有用樹であった。英領期には、サラソウジュ林の管理は、「ワンリム」とガロ語で呼ばれる特殊な焼畑方式によって管理されたいたことを明らかにし、「ワンリム」の具体的な方法を復元した。そして他のサラソウジュの生態に関する林業研究成果に依拠し、ワンリムの焼畑が、サラソウジュ林の天然更新を促進するという事実をもとに、住民によって生み出された森林管理体制がモドゥプール国立公園にはかつて存在したことを明らかにしている。

第6章では、iii)の問題設定について、エコ・パーク化事業に対するガロの人々の反対運動への約1年間の参与観察の記録を叙述し、議論している。反対運動を展開している住民たちは、事業内容の改善のために、政府との対話の場、事業計画の作成過程への住民の参画などを求めていること、また事業内容が、土地、農業生産、森林利用、交通インフラ、アメニティなどの、これまでガロの人々を中心とする周辺住民が享受してきた各種の生活資源を犠牲にして、モドゥプール国立公園を新たな観光資源として創出することが政府の事業計画では優先されていたことを明らかにし、住民の要求が森林保全の根拠をもつことを論じた。

第7章では、論文全体を総括している。調査地における政府と住民の対立の実態は、保全されようとしている森林と、森林育成の歴史的事実や、森林に暮し、森林を利用することで成立してきたガロ住民の社会や生業に対する具体的な理解が、モドゥプール国立公園事業を推し進めようとした政府の森林政策作成側に決定的に不足していたことに起因していると総括している。開発途上国の森林破壊問題に関する議論の多くが、正確な森林に関する時系列の空間データや森林利用と管理に関する住民の主体的な役割に関する具体的な理解を欠いた状況でなされてきたことの問題を指摘し、結論としている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文はバングラデシュ・モドゥプール国立公園におけるエコ・パーク化事業を事例として、開発途上国において近年特に報告されている、森林保全をめぐる政府側と森林に居住してきた地域住民の深刻な対立問題解決の糸口を模索した論文である。

エコ・パーク化事業は、アジア開発銀行の援助を受けて 1999 年から開始された。保全対象森林を地域住民による破壊から保護するために、総延長 18.5 km の境界壁で囲い込む方法が計画された。2003 年に境界壁の建設が開始されると、古くから森林に住んできた住民である少数民族のガロの人々は、境界壁の建設が彼らの追い出しにつながると主張して、強い反対運動を展開し、現在に至っている。

著者は、2002 年 12 月から 2008 年 3 月にかけて、通算約 18ヶ月間の住み込みフィールドワークによる観察をエコ・パーク化の予定地に立地するガロ住民のガイラ村とその周辺で行ない、それが本論文のもとになっている。

本論文が地域研究としてユニークな点は、なによりも、その視点と問題意識にある。地域理解や森林保全問題を外部者として分析するという以上に、深刻な食い違いを見せる政府とガロ住民の関係に、対立を超える視点ないし事実を提供することで、両者の関係改善を促し、両者が納得できる森林管理方法を編み出す糸口を研究として提出したいという、現場に立った当事者的意識に根ざしていることである。

壁建設といった事業内容の根拠となった、政府森林統計に基づいた「森林破壊が住民によって起きている」という政府見解を疑ってみることから、研究が開始されている。先行研究を整理し、こうした見解にもとづく森林保全の議論が、開発途上国では一般的であり、政府森林統計の事実検証が、森林保全における政府と住民の対立問題を改善して行く上では避けて通れない作業であった。

しかし、その方法が確立されてこなかったことを本論文はまず指摘している。本論文のもっとも独創的で、学術的価値が高い点は、この問題を具体的に解決して見せたことにある。近年開発された GIS の手法を工夫し、フィールドワークによる観察と聞き取り、地誌などの歴史地理的資料などを参照し、英領期の地籍図 (1910-11 年)、地形図 (1930-31 年)、Corona 衛星画像 (1962 年)、Landsat 衛星画像 (1984 年)、Quickbird 衛星画像 (2003 年) を統合することによって、約 100 年に及ぶ森林変化に関する空間データを定量化し、森林統計のみに依拠した分析の不正確さを実証した点にある。様々なスケールや時間レベルを職人芸的に見事に加工・作成した図表は、本論文を読む者に感動を与える。

本論文が秀でてしているのは、森林保全の方策を、地域住民と森林との具体的な利用を介した関係の再構築にもとめた点にもある。英領期のザミーンダール制度のもとで、モドゥプール森林の優占種であり有用樹であるサラソウジュ林が、高木の択伐と「ワンリム」と呼ばれる伐採した灌木や下草を小山状に積み上げた場所に限定した火入れを特徴とする、ガロ住民が行っていた焼畑林業によって更新・育成されてきた歴史的事実を明らかにした点も高く評価できる。サラソウジュ林の生態的特性から、この特異な焼畑林業が、理にかなった森林管理であったことを結論として導くことで、モドゥプール森林の保全にガロ住民の主体的な森林利用が不可欠であることを提言している。

そして、反対運動が、決して一方的にガロ住民から起きていたわけではなく、ガロ住民は、政府へ歩み寄りの姿勢さえ見せていたこと、また、政府のエコ・パーク化事業は森林保全ではなく、森林を観光資源として新た開発することに目的があることを、反対運動集会などの現場で住民と政府関係者の発言を録音し、記録として文章化することで、明らかにしている。この点も地域研究として欠くことの出来ない参与観察の手法を効果的に活用した点として評価できる。

最後に、政府がモドゥプールの森林保全を目的としてエコ・パーク化事業を推進するのであれば、政府の目的とガロ住民の要求は、もともと矛盾し対立するものではなく、問題は政府の森林面積の時系列空間データに関する事実誤認と、森林育成に関するガロ住民の主体的役割の過小評価、政府の真の目的が森林保全ではなく観光資源という開発事業にあったことと総括した。そして住民と政府との間で森林保全の目的が共有され、森林の空間データや育成方法に関する歴史的事実がしっかりと確認できれば、住民の権利を保護しながら政府が森林保全政策を遂行していくことは十分に可能であるという積極的な結論で本論文は結ばれている。

当事者の問題意識、GIS分析、聞き取りによる焼畑林業の具体的な方法に及ぶ事実の掘り起こし、反対運動における発言記録を用いた政府と住民の対立要因の分析を統合した提言を行った本論文の内容は、地域研究の中で文理融合的手法の好例を示していると言えよう。

よって、本論文は博士（地域研究）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成21年1月27日、論文内容とそれに関連した事項について試問した結果、合格と認めた。

論文内容の要旨及び審査の結果の要旨は、本学学術情報リポジトリに掲載し、公表とする。特許申請、雑誌掲載等の関係により、学位授与後即日公表することに支障がある場合は、以下に公表可能とする日付を記入すること。

要旨公開可能日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日以降